

変更届該当事項等一覧(認可外保育施設(法届出対象施設))

◎浜松市

※この資料は、浜松市内の幼児教育・保育関係事業者の事務の効率化等のために作成したものです。浜松市以外において使用することを禁じます。

○認可外保育施設

施設の類型	該当事項一覧	別紙
認可外保育施設	変更届該当事項等一覧 (認可外保育施設(法届出対象施設))	(別紙1) 提出時期について (別紙2) 定款・寄附行為等の変更について (別紙3) 登記事項(法人登記簿)の変更について (別紙4) 一時預かり事業・病児保育事業の届出事項の変更について (別紙5) (参考)関係法令等の主なもの

変更届該当事項等一覧(認可外保育施設(法届出対象施設))

202303ver

		児童福祉法(昭和22年法律第164号)						子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)			浜松市認証保育所事業実施要綱					
(1)主な事例と関係法令等		認可外保育施設(法届出対象施設)			一時預かり事業			病児保育事業			特定子ども・子育て支援施設等(認可外保育施設(法届出対象施設)・一時預かり事業・病児保育事業)		認証保育所			
a		b			c			d			e		f		g	
No.	主な事例	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)	提出時期 ※別紙1参照	児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)	提出時期 ※別紙1参照	児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)	提出時期 ※別紙1参照	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)	提出時期 ※別紙1参照	浜松市認証保育所事業実施要綱	提出時期 ※別紙1参照	備考		No.		
		様式:認可外保育施設(法届出対象施設)変更届		様式:一時預かり事業変更届		様式:病児保育事業変更届		様式:特定子ども・子育て支援施設等確認変更届		様式:認証保育所変更届						
1	定款・寄附行為等の変更(当該確認に係る事業に関するものに限る) ※別紙2参照	-	-	第36条の33第1項第3号	条例、定款その他の基本約款	事後	第36条の38第1項第3号	条例、定款その他の基本約款	事後	第53条の3第1項による第53条の2第4号	定款、寄附行為等(当該確認に係る事業に関するものに限る)	事後	-	-	1	
2	登記事項(法人登記簿)の変更(当該確認に係る事業に関するものに限る) ※別紙3参照	-	-	-	-	-	-	-	-	第53条の3第1項による第53条の2第4号	登記事項証明書(当該確認に係る事業に関するものに限る)	事後	-	-	2	
3	代表者の変更(氏名、住所及び職名)	第59条の2第2項による第1項第2号	設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	事後	-	-	-	-	-	第53条の3第1項による第53条の2第2号	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	事後	代表者	事前	3	
4	役員の変更(氏名及び住所)	-	-	-	-	-	-	-	-	第53条の3第1項による第53条の2第8号	役員の氏名、生年月日及び住所	事後	-	-	4	
5	管理者の変更(氏名及び住所)	第59条の2第2項による第1項第5号	施設の管理者の氏名及び住所	事後	-	-	-	-	-	第53条の3第1項による第53条の2第6号	施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	事後	施設長	事前	5	
6	定員の変更	(浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第9条)	(入所定員)	事後	(第36条の33第1項第7号) No.14参照	(事業の用に供する施設の利用定員)	事後	(第36条の38第1項第7号) No.14参照	(事業の用に供する施設の利用定員)	-	-	-	定員の増減 歳別別内訳の変更	前年度7月未まで	6	
7	建物設備の変更 届出事項に該当するもの	第59条の2第2項による第1項第3号	建物その他の設備の規模及び構造	事後	(第36条の33第1項第8号) No.14参照	(建物その他設備の規模及び構造並びにその図面)	事後	(第36条の38第1項第8号) No.14参照	(建物その他設備の規模及び構造並びにその図面)	-	-	-	建物の規模・構造及び使用区分(乳児室、ほふく室及び保育室の設置位置等)並びに屋外遊戯場	事前	7	
8	施設の名称の変更	第59条の2第2項による第1項第1号	施設の名称	事後	(第36条の33第1項第7号) No.14参照	(事業の用に供する施設の名称)	事後	(第36条の38第1項第7号) No.14参照	(事業の用に供する施設の名称)	第53条の3第1項による第53条の2第1号	施設又は事業所の名称	事後	-	-	8	
9	施設の所在地の変更(移転、住居表示等)	第59条の2第2項による第1項第1号	施設の所在地	事後	(第36条の33第1項第7号) No.14参照	(事業の用に供する施設の所在地)	事後	(第36条の38第1項第7号) No.14参照	(事業の用に供する施設の所在地)	第53条の3第1項による第53条の2第1号	設置の場所	事後	-	-	9	
10	設置者の氏名・名称の変更(法人の名称の変更、設置主体の変更等)	第59条の2第2項による第1項第2号	設置者の氏名又は名称	事後	(第36条の33第1項第2号) No.14参照	(法人の名称)	事後	(第36条の38第1項第2号) No.14参照	(法人の名称)	第53条の3第1項による第53条の2第2号	特定子ども・子育て支援提供者の名称	事後	-	-	10	
11	設置者の住所・所在地の変更(移転、住居表示、設置主体の変更等)	第59条の2第2項による第1項第2号	設置者の住所又は所在地	事後	(第36条の33第1項第2号) No.14参照	(法人の主たる事務所の所在地)	事後	(第36条の38第1項第2号) No.14参照	(法人の主たる事務所の所在地)	第53条の3第1項による第53条の2第2号	主たる事務所の所在地	事後	-	-	11	
12	施設の廃止・休止	第59条の2第2項	事業を廃止し、又は休止したとき	事後	(第36条の34) No.16、17参照	(廃止又は休止)	事前	(第36条の39) No.16、17参照	(廃止又は休止)	(子ども・子育て支援法第58条の6第1項) No.16、17参照	(辞退)	事前	廃止・休止	事前	12	
13	施設類型の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	
14	変更(届出事項に該当するもの)	-	-	-	第36条の33第1項第1号～第9号 ※別紙4参照	事業の種類及び内容 など	事後	第36条の38第1項第1号～第9号 ※別紙4参照	事業の種類及び内容 など	No.1～5、8～11参照	-	事後	-	-	14	
15	一時預かり事業・病児保育事業 開始	-	-	-	(児童福祉法第34条の12第1項)	(様式:一時預かり事業開始届)	事前	(児童福祉法第34条の18第1項)	(様式:病児保育事業開始届)	(子ども・子育て支援法第58条の2)	(様式:特定子ども・子育て支援施設等確認申請書)	事前	-	-	15	
16	一時預かり事業・病児保育事業 廃止・辞退	-	-	-	(第36条の34)	(様式:一時預かり事業廃止届)	事前	(第36条の39)	(様式:病児保育事業廃止届)	(子ども・子育て支援法第58条の6第1項)	(様式:特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届)	事前	-	-	16	
17	一時預かり事業・病児保育事業 休止・辞退	-	-	-	(第36条の34)	(様式:一時預かり事業休止届)	事前	(第36条の39)	(様式:病児保育事業休止届)	(子ども・子育て支援法第58条の6第1項)	(様式:特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届)	事前	-	-	17	

(注)この資料は、関係法令を要約して作成したものであるため、必ず関係法令を確認のうえ、対応すること ※別紙5参照

(2)入力様式等

No.	a		h		No.
	主な事例		入力様式等		
			使用する入力様式 ※認証保育所の変更や廃止については、 要綱の様式を用いること	添付書類(詳細は各入力様式を参照)	
1	定款・寄附行為等の変更 (当該確認に係る事業に関する ものに限る) ※別紙2参照		「A_定款・寄附行為・登記等の変更」	・定款、寄附行為等の変更に関する認可通知又は受理通知の写し ・定款、寄附行為等(変更後のもの) ・定款、寄附行為等の新旧対照表(もしくは変更前後が分かるもの)	1
2	登記事項(法人登記簿)の変更 (当該確認に係る事業に関する ものに限る) ※別紙3参照			・登記事項証明書(変更後のもの)	2
3	代表者の変更 (氏名、住所及び職名)		「B_代表者及び役員の変更」又は 「C_代表者のみの変更」	・役員一覧表 兼 誓約書	3
4	役員の変更 (氏名及び住所)		「B_代表者及び役員の変更」又は 「D_役員のみの変更」	・役員一覧表 兼 誓約書	4
5	管理者の変更 (氏名及び住所)		「E_管理者の変更」	-	5
6	定員の変更		「G_入所定員の変更」 (認可外保育施設(法届出対象施設)関係)	-	6
7	建物設備の変更	届出事項に該当するもの	「H_建物設備・図面等の変更」 (認可外保育施設(法届出対象施設)関係) ※添付書類として、H-1参照	・位置図 ・配置図 ・建物平面図 など	7
8	施設の名称の変更		該当する様式を使用 「ア_基本様式(認可外保育施設(法届出対象施設)変更届)」	(必要な添付書類については、幼児教育・保育課へ確認すること)	8
9	施設の所在地の変更 (移転、住居表示等)		「イ_基本様式(特定子ども・子育て支援施設等 確認変更届)」		9
10	設置者の氏名・名称の変更 (法人の名称の変更、設置主体 の変更等)		「P_設置者の所在地・名称の変更」	-	10
11	設置者の住所・所在地の変更 (移転、住居表示、設置主体の 変更等)				11
12	施設の廃止・休止		該当する様式を使用 「ウ_基本様式(認可外保育施設(法届出対象施設)廃止届、特定子ども・子育て支援施設等 確認辞退届)」 「エ_基本様式(認可外保育施設(法届出対象施設)休止届、特定子ども・子育て支援施設等 確認辞退届)」	-	12
13	施設類型の変更		ホームページ「E_一時預かり事業・病児保育事業の届出等について」を参照		13
14	変更(届出事項に該当するもの)				14
15	一時預かり事業・病児保育事業	開始			15
16	廃止・辞退				16
17	休止・辞退				17

(別紙1)提出時期について

届出等の提出時期について、次のとおり法令等で定められていることから、期限に遅れることのないように対応すること

届出等の種類	提出時期が「事前」のもの		提出時期が「事後」のもの	
	根拠法令	提出期限	根拠法令	提出期限
認可外保育施設(法届出対象施設)設置届			児童福祉法第59条の2第1項	事業の開始の日から1月以内
認可外保育施設(法届出対象施設)廃止届			児童福祉法第59条の2第2項	廃止の日から1月以内
認可外保育施設(法届出対象施設)変更届			児童福祉法第59条の2第2項 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第9条	変更の日から1月以内
一時預かり事業開始届	児童福祉法第34条の12第1項	あらかじめ		
一時預かり事業廃止届	児童福祉法第34条の12第3項	あらかじめ		
一時預かり事業変更届			児童福祉法第34条の12第2項	変更の日から1月以内
病児保育事業開始届	児童福祉法第34条の18第1項	あらかじめ		
病児保育事業廃止届	児童福祉法第34条の18第3項	あらかじめ		
病児保育事業変更届			児童福祉法第34条の18第2項	変更の日から1月以内
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	子ども・子育て支援法第58条の2	あらかじめ		
特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届	子ども・子育て支援法第58条の6第1項	あらかじめ(3月以上の予告期間)		
特定子ども・子育て支援施設等確認変更届			子ども・子育て支援法第58条の5	10日以内
認証保育所廃止(休止)承認申請書	浜松市認証保育所事業実施要綱	あらかじめ		
認証保育所変更届	浜松市認証保育所事業実施要綱	あらかじめ		
	浜松市認証保育所事業実施要綱	前年度7月末日まで		

※提出時期が「事前」のものの提出期限は「あらかじめ」と定められているが、原則として変更予定年月日の1週間前までを目安に提出すること

(別紙2) 定款・寄附行為等の変更について

定款・寄附行為等の変更について、「当該確認に係る事業に関するものに限る」(子ども・子育て支援法施行規則第53条の3第1項)とされており、次のとおり取り扱う

A: 社会福祉法人の場合

届出を要する主なもの ※以下に該当する項目の変更については、届出を要する	届出を要しない主なもの ※以下に該当する項目の変更については、原則として届出を要しない
<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・名称 ・経営の原則等 ・事務所の所在地 ・会計年度、会計処理の基準 ・基本財産の追加又は処分等(当該施設・事業所に関する部分の変更のみ) ・定款の変更 ・公告の方法その他 <p>その他、当該施設・事業所に関する部分の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の定数、評議員の選任及び解任、評議員の任期、評議員の報酬等 ・評議員会の構成、権限、開催、招集、決議、議事録 ・役員(評議員以外)の定数、役員(評議員以外)の選任、理事の職務及び権限、監事の職務及び権限、役員(評議員以外)の任期、役員(評議員以外)の報酬等、職員 ・理事会の構成、権限、招集、決議、議事録 ・資産の区分、資産の管理、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算、臨機の措置 ・基本財産の追加又は処分等(当該施設・事業所に關しない部分の変更) ・解散、残余財産の帰属 ・施行細則

※社会福祉法人定款例を参考に項目を作成

※社会福祉法第45条の36に規定する定款の変更の手続きは必要であることに留意すること

B: 学校法人の場合

届出を要する主なもの ※以下に該当する項目の変更については、届出を要する	届出を要しない主なもの ※以下に該当する項目の変更については、原則として届出を要しない
<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・事務所 ・目的 ・設置する学校(当該施設・事業所に関する部分の変更のみ) ・基本財産の追加又は処分等(当該施設・事業所に関する部分の変更のみ) ・会計、会計年度 ・寄附行為の変更 ・公告の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する学校(当該施設・事業所に關しない部分の変更) ・役員、理事の選任、監事の選任、親族関係者等の制限、役員(評議員以外)の任期、外部役員(評議員以外)の選任、役員(評議員以外)の補充、役員(評議員以外)の解任及び退任、役員(評議員以外)の報酬、理事長の職務、理事の代表権の制限、理事長職務の代理等、監事の職務、理事会、業務の決定の委任、議事録 ・評議員会、議事録、諮問事項、評議員会の意見具申等、評議員(評議員以外)の選任、任期、評議員(評議員以外)の解任及び退任 ・資産の区分、基本財産の処分の制限、積立金の保管、経費の支弁 ・基本財産の追加又は処分等(当該施設・事業所に關しない部分の変更) ・予算及び事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、決算及び実績の報告、財産目録の備付け及び閲覧、資産総額の変更登記 ・解散、残余財産の帰属者、合併 ・書類及び帳簿の備付け ・施行細則

※一般的な学校法人の寄附行為を参考に項目を作成

C: 社会福祉法人及び学校法人以外の場合

全ての定款等の変更について、届出を要する

(別紙3) 登記事項(法人登記簿)の変更について

登記事項(法人登記簿)の変更について、「当該確認に係る事業に関するものに限る」(子ども・子育て支援法施行規則第53条の3第1項)とされており、次のとおり取り扱う

届出を要する主なもの ※以下に該当する項目の変更については、届出を要する	届出を要しない主なもの ※以下に該当する項目の変更については、原則として届出を要しない
<ul style="list-style-type: none">・名称、商号・主たる事務所、従たる事務所、本店・公告をする方法・法人成立の年月日、会社成立の年月日・目的等・役員に関する事項、社員に関する事項 (重任の場合など実質的に役員や社員が継続する場合を除く)・印鑑 <p>その他、当該施設・事業所に関する部分の変更</p>	<ul style="list-style-type: none">・役員に関する事項、社員に関する事項(重任の場合など実質的に役員や社員が継続する場合)・資産の総額・発行可能株式総数・発行済株式の総数並びに種類及び数・株券を発行する旨の定め・資本金の額・株式の譲渡制限に関する規定・取締役会設置会社に関する事項・監査役設置会社に関する事項・登記記録に関する事項

(別紙4) 一時預かり事業・病児保育事業の届出事項の変更について

一時預かり事業・病児保育事業の以下の届出事項について、変更が生じる場合には届出が必要となる

<一時預かり事業>

児童福祉法第34条の12第2項による児童福祉法施行規則第36条の33第1項

[一時預かり事業の届出]

第36条の33 法第34条の12第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

(参考)

児童福祉法

第34条の12 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

- ② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

児童福祉法施行規則

第36条の33 (略)

② 法第34条の12第1項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第36条の34 法第34条の12第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

<病児保育事業>

児童福祉法第34条の18第2項による児童福祉法施行規則第36条の38第1項

〔病児保育事業の届出〕

第36条の38 法第34条の18第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

(参考)

児童福祉法

第34条の18 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

- ② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

児童福祉法施行規則

第36条の38 (略)

② 法第34条の18第1項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第36条の39 法第34条の18第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(別紙5) (参考) 関係法令等の主なもの

○認可外保育施設の届出等関係

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・浜松市児童福祉法施行条例（平成24年浜松市条例第40号）
- ・浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号）
- ・認可外保育施設に対する届出制の導入について（平成14年雇児保発第0712001号）
- ・認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年雇児発第177号）
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年雇児発第0121002号）
- ・浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱
- ・浜松市認証保育所事業実施要綱

○一時預かり事業、病児保育事業の届出等関係

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・浜松市児童福祉法施行条例（平成24年浜松市条例第40号）
- ・浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号）
- ・一時預かり事業の実施について（平成27年27文科初第238号・雇児発0717第11号）
- ・病児保育事業の実施について（平成27年雇児発0717第12号）
- ・浜松市病児・病後児保育事業事務取扱要綱

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認申請及び変更関係

※認可外保育施設（法届出対象施設）、一時預かり事業、病児保育事業

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- ・子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年浜松市条例第67号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年浜松市規則第75号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援給付等に関する事務取扱要綱
- ・浜松市子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設等に関する事務取扱要綱